

## 大規模災害時医療救護活動マニュアルの改定について

## 1. 大規模災害時医療救護活動マニュアルについて

- 宮城県地域防災計画（地震災害対策編，津波災害対策編及び風水害等災害対策編）に定める医療救護活動について，関係機関が実施すべき基本的事項を定めたもの。
- 地震や風水害等の自然災害により多数の傷病者が発生した場合に，発生後の初期救急段階から避難所が設置されている期間における医療救護活動については，本マニュアルに基づいて実施するものとする。
- 本マニュアルは平成11年1月に策定し，その後の各種施策や東日本大震災で得た教訓を踏まえて平成25年3月に全面改定を行った。
- 今回，前回改定以降の災害医療に係る制度改正，防災訓練や実災害時の対応等を踏まえ，マニュアルの改定を行うもの。

## 2. 今回の改定の主なポイント

## (1) 前回改定以降の制度改正を踏まえた改正

- ・「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（厚生労働省通知）に基づく「宮城県保健医療調整本部（仮称）」の設置及びその組織体制に係る所要の改正
- ・「大規模災害時等におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針について」（厚生労働省通知）に基づき，災害時のドクターヘリの運用体制等に係る所要の修正
- ・「災害時小児周産期リエゾン活動要領」に基づき，災害時小児周産期リエゾンの役割，運用体制等について明記

## (2) 令和元年東日本台風等の実災害時の対応を踏まえた改正

- ・初動体制や医療チームの派遣要請等，実務的な手順・ルール等をマニュアルに反映

## (3) その他所要の改正

- ・宮城県救急医療情報システムの運用停止に伴う災害時における医療機関の被災情報等の収集・伝達フローの変更（EMISへの一本化）

## 3. 改定までの流れ（予定）

- (1) 保健医療調整本部設置に係る庁内関係部署による検討
- (2) 災害拠点病院連絡会議・災害医療コーディネーター意見交換会等における協議
- (3) 「宮城県保健医療調整本部（仮称）」の設置（令和4年3月）  
⇒大規模災害時医療救護マニュアル改定